



険の被保険者証等)を提示又は提出してください。請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等(請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)も併せて添付してください。

- 2 代理人によって訂正請求する場合には、1の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本、登記事項証明書その他の法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては委任状その他の代理権限を証明する書類を提出してください。